

あすもになる 青少年のために

— 運営方針と活動概要 —
令和4年度

亀山市青少年総合支援センター

目 次

1. 亀山市青少年総合支援センターの概要

- (1) 亀山市青少年総合支援センターの設置・・・・・・・・・・ 1
- (2) 亀山市青少年総合支援センターの機構・・・・・・・・・・ 2
- (3) 亀山市青少年総合支援センター運営協議会委員名簿・・・・・・・・ 2
- (4) 亀山市青少年総合支援センター補導委員名簿・・・・・・・・ 3

2. 令和3年度 活動報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

3. 令和3年度 主な活動報告一覧・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

4. 令和3年度 補導状況・相談状況表・・・・・・・・・・・・ 9

5. 令和4年度 活動計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

6. 令和4年度 月別活動目標と活動内容・・・・・・・・・・・・ 18

参考資料

- ・ 亀山警察署管内の少年非行概況について・・・・・・・・・・ 21
- ・ 関係機関一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- ・ パトロール基本コース・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- ・ 主な補導活動用語・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- ・ 主な補導の対象行為・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- ・ 亀山市青少年総合支援センター規則・・・・・・・・・・・・ 27
- ・ 亀山市青少年総合支援センター運営協議会要綱・・・・・・・・ 29

1. 亀山市青少年総合支援センターの概要

(1) 亀山市青少年総合支援センターの設置

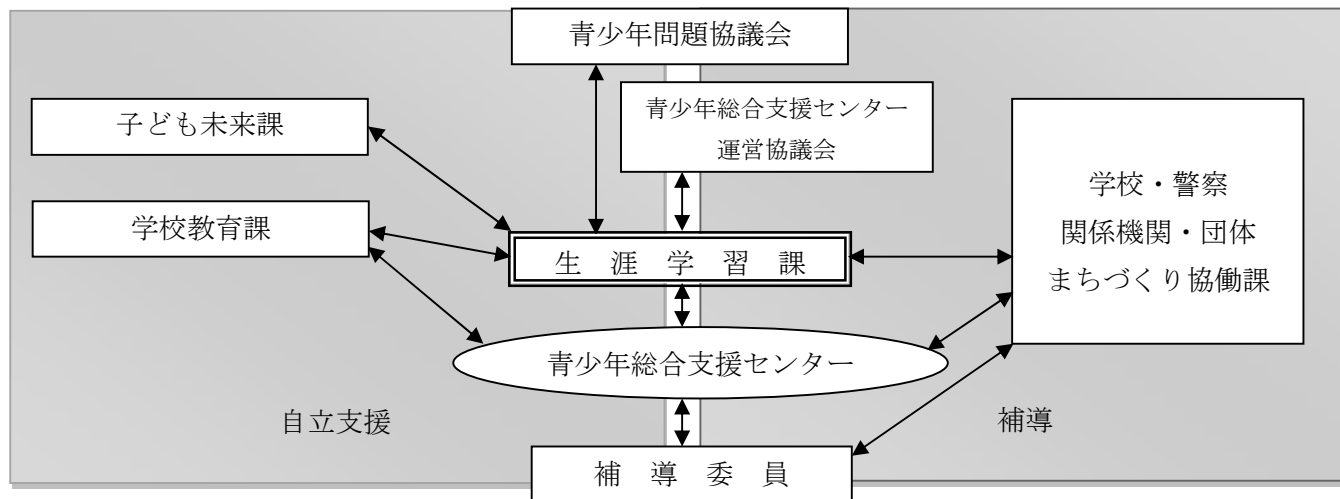
名 称	亀山市青少年総合支援センター
所在地・電話	亀山市若山町7番10号（青少年研修センター） （補導業務）TEL・FAX 0595-82-7550 （支援業務）TEL・FAX 0595-82-6000
設置年月日	平成17年1月11日 ※平成21年4月に亀山市青少年補導センターから名称を変更
設置根拠	亀山市青少年総合支援センター規則 （平成17年1月11日 亀山市教育委員会規則第18号）
運営主体	亀山市教育委員会
主管部課	亀山市教育委員会事務局生涯学習課
運営協議会	亀山市青少年総合支援センター運営協議会 委員14名
職 員	所 長 （参事兼生涯学習課長兼務） 1名 主 任 （生涯学習課社会教育 グループリーダー G L ） 1名 補導員 8名 支援員 2名
専用面積	39.78㎡
補導委員	44名
人 口	総人口 49,463人（令和4年4月1日現在） 6歳以上18歳以下人口 6,256人（令和4年4月1日現在）
市内の学校	小学校（公立11） 高等学校（県立1） 中学校（公立 3） （私立1）

(2) 亀山市青少年総合支援センターの機構

◆設置目的

青少年に関する諸施策を総合的に調整し、その活動を推進すると共に、青少年の生活実態を把握しつつ、非行化を防止し、健全な育成を図ることを目的として設置する。

◆組織



(3) 亀山市青少年総合支援センター運営協議会委員名簿

(順不同敬称略)

氏 名	役職名
宮 村 由 久	教育長職務代理者（会長）
新 田 剛	亀山警察署生活安全課長
米 川 宗 太 郎	亀山市青少年育成市民会議代表
森 川 宏 紀	亀山市子ども会育成者連絡協議会代表
伊 藤 充 子	亀山市自治会連合会代表
奥 村 彰	亀山市地域まちづくり協議会連絡会議代表
村 居 紀 佳	亀山市立小学校生徒指導代表（亀山西小学校）
鈴 木 教 史	亀山市立中学校生徒指導代表（中部中学校）
宮 崎 宣 光	亀山高等学校生徒指導代表
佐 野 匡 史	健康福祉部子ども未来課長
原 正 一	市民文化部まちづくり協働課長
松 永 政 司	防災安全課長（兼）防災安全 GL
亀 山 隆	教育委員会事務局教育部長
宇 野 勉	教育委員会事務局参事兼学校教育課長
桜 井 伸 仁	教育委員会事務局参事兼生涯学習課長

任期：委嘱または任命開始日～令和5年3月31日

(4) 亀山市青少年総合支援センター補導委員名簿

任期：令和4年7月1日～令和5年6月30日

No.	氏 名	地 域 名 称	No.	氏 名	地 域 名 称
1	木下 義一	井田川地区南まちづくり協議会	26	小林 昭一	御幸地区まちづくり協議会
2	安土 昭義	井田川地区南まちづくり協議会	27	渡辺 吉一	北東地区まちづくり協議会
3	田邊 朋子	井田川北まちづくり協議会	28	吉田 賢一	北東地区まちづくり協議会
4	打田 喜行	井田川北まちづくり協議会	29	落合 和廣	東部地区まちづくり協議会
5	原 慎吾	川崎地区まちづくり協議会	30	水野 圭介	東部地区まちづくり協議会
6	千金楽 誠治	川崎地区まちづくり協議会	31	前田 賢次	南部地区まちづくり協議会
7	小坂 一	神辺地区ふれあいまちづくり協議会	32	石井 聡	南部地区まちづくり協議会
8	高楠 照代	神辺地区ふれあいまちづくり協議会	33	水野 茂	野登地区まちづくり協議会
9	田中 義雄	昼生地区まちづくり協議会	34	小林 道子	野登地区まちづくり協議会
10	草川 恒光	昼生地区まちづくり協議会	35	横山 正	関宿まちづくり協議会
11	明石 浩	白川地区まちづくり協議会	36	南浦 康人	関宿まちづくり協議会
12	伊藤 範和	白川地区まちづくり協議会	37	若林 賢一	関北部地区まちづくり協議会
13	吉村 正巳	天神・和賀地区まちづくり協議会	38	曾我 典高	関北部地区まちづくり協議会
14	満中 茂	天神・和賀地区まちづくり協議会	39	豊田 三郎	関南部地区まちづくり協議会
15	鈴木 壽一	本町地区まちづくり協議会	40	白井 恵利佳	関南部地区まちづくり協議会
16	渡邊 幸雄	本町地区まちづくり協議会	41	大角 雅昭	加太地区まちづくり協議会
17	栗本 暉巳	城西地区まちづくり協議会	42	青 新一	加太地区まちづくり協議会
18	志摩 志郎	城西地区まちづくり協議会	43	田中 貴之	坂下地区まちづくり協議会
19	宮本 裕介	城北地区まちづくり協議会	44	柏木 専茂	坂下地区まちづくり協議会
20	松岡 見江	城北地区まちづくり協議会			
21	横山 正敏	野村地区まちづくり協議会			
22	坂 謙一	野村地区まちづくり協議会			
23	櫻井 陽平	城東地区まちづくり協議会			
24	大谷 笑子	城東地区まちづくり協議会			
25	小林 研二	御幸地区まちづくり協議会			

2. 令和3年度 活動報告

補導業務では、青色回転灯車（青色防犯パトロール車・以下、青パト）にて、2 班体制で青少年の非行防止、防犯、交通安全等を目的に巡回パトロールを継続して行っています。

下校時間に合わせて、子ども達に声掛けしながら青パトにて巡回するとともに、放課後に子どもたちが集まりやすい公園等に立ち寄り、見守り活動を行うことで、子どもたちの安全の確保に努めました。

「愛の声かけ運動」として、下校中もしくは遊び中の児童・生徒及びＪＲ各駅で乗降車する生徒等に対し、「こんにちは」「おかえり・気を付けてね」などの声掛けを引き続き行っており、児童・生徒や保護者から返事やお礼の言葉を返していただけるようになってきています。

さらに啓発活動として、市関係部署と連携し、市内各幼稚園・保育所にて、講話やDVDの放映等による「防犯教室」を開催し、未就学児自身が危険を避けられるよう防犯意識の向上に努めました。

また、各地区まちづくり協議会から選出された 44 名の補導委員には、コロナ禍にあつて、令和3 年度も各地域で実施していた補導員との昼・夜間の合同特別補導活動が中止となりましたが、各個の活動に加えて、補導員とともに、一年生（低学年）の下校時に各学校周辺の交差点や横断歩道にて、「見守り活動」等を実施していただきました。

加えて、学校周辺や通学路に猿の集団の出没情報が多数寄せられ、花火で追い払う等警戒パトロールも実施いたしました。

支援業務では、心理資格（公認心理師）を持つ支援員 2 名がひきこもりやニート等、悩みを持つ青少年及びその家族からの相談を受け付けており、カウンセリングやグループワーク並びに就労移行支援施設を活用した自立への支援を継続して行っています。なお、不登校児童生徒が増加傾向にある社会情勢を鑑み、各学校や適応指導教室等と連携のうえ、予防の観点より、早期支援にも取り組みました。

これらの活動に従事するにあたり、学校／関係機関／団体／地域住民との情報交換を積極的に行い、近接な連携下で、地域が青少年にとって安心・安全な居場所となるよう努めました。

（１）街頭補導について

青パト 2 台により、駅待合室／公園／コンビニエンスストア／廃屋等での喫煙、飲酒などの不良行為に及んでいる青少年がいないか昼夜間パトロールしており、未然防止に努めています。

また、下校途中の児童生徒が事件事故に巻き込まれることがないよう、下校の時間帯は、市内各学校付近を巡回しています。同時に、児童生徒の行動に注意を払いつつ、積極的に声をかけることで、不良行為の抑止力的役割を担っています。夏季においては、市内全域の水難危険箇所（河川／池／沼）の重点パトロールを行い、水難事故の未然防止にも取り組みました。

令和3 年度の補導件数は 155 人で、前年度に比べ 7 人の増加となっています。中でも、自転車走行時のノーヘルメットが 90 人と全体の約 58%を占めており、大半が小学生で、低学年に多く見受けられました。

不審者対応については、『セーフティコミュニティ・ヒューマンネット亀山』『かめやま・安心メール』ほか、学校及び生涯学習課から共有される情報に基づき、必要性に応じて重点パトロールを実施しました。令和3 年度の不審者情報等による重点パトロールの実施件数は 7 件であり、全体的な外出自粛の影響もあつてか、前年度に比べ 4 件減少しています。

そのほか、当センターの周知チラシを作成し、学校やまちづくり協議会／交番／駐在所等へ配布することで、地域一体型の子どもの見守り体制構築に向けた情報の交換、収集に繋げました。

（２）関係機関と連携した諸活動

各種団体、市民ボランティア等と連携し、以下の活動を行いました。

- ① 訪問先や関係機関との連携の中で収集した情報の可視化を行い、集約したデータ等は、校長会にて報告しました。
- ② 市内各小中学校を随時訪問し、登下校時の危険箇所の情報提供を受け、それに基づき重点パトロールを行いました。
- ③ 亀山市小中学校生徒指導協議会に出席し、児童生徒の指導上の諸問題に関しての情報交換及び意見交換を行い、互いに連携を図りました。
- ④ 各まちづくり協議会及び亀山警察署／交番／駐在所を訪問し、児童生徒の安全を守る観点から積極的に情報交換を行いました。
- ⑤ ニートやひきこもりの問題を抱える青少年のカウンセリングや支援業務を、子ども未来課／適応指導教室／学校等関係機関と密な連携を図りながら行いました。
- ⑥ 子ども未来課／学校教育課と連携し、各幼稚園・保育所にて防犯教室を実施し、防犯意識の向上を図りました。
- ⑦ コロナ禍を受けて、例年開催している青少年総合支援センター補導委員研修会を中止しましたことから、市内の補導状況／不審者の発生状況等を文書により補導委員へ報告し、情報共有を図るとともに、各地区での自主的な補導活動に取り組んでいただくようお願いしました。

（３）環境浄化活動について

青少年の非行等を助長しうる好ましくない環境の常時把握に努め、三重県青少年健全育成条例で定められている有害図書／有害ビデオの販売店や自動販売機等の規制に協力し、社会環境浄化を進めました。

- ① 有害図書等自動販売機の設置状況及びゴミの不法投棄の有無をパトロール時に確認し、問題がある場合は関係部署に連絡しました。
- ② 市内の書店／コンビニエンスストア／レンタルビデオ店等の成人向けコーナーに、未成年者がいないか巡回により確認し、抑止力的役割を担いました。
- ③ パトロール時に、公園や駅構内、駅前広場等でゴミ拾いを実施するとともに、道路の橋脚／公園の立て看板への落書き、駅周辺の放置自転車等の有無を確認しました。

（４）青少年健全育成・非行防止啓発活動について

青少年育成市民会議非行防止部会と共にＪＲ各駅及び学校周辺において、「青少年の非行防止強調月間」や「子ども・若者育成支援強調月間」等の運動に合わせ、例年実施している喫煙防止の呼びかけや「あいさつ運動」含む街頭啓発活動はコロナ禍を受け中止としました。しかし、児童生徒が登下校時に不審者に遭遇するといったケースが多いことから、巡回及び重点パトロール実施時に各まちづくり協議会へ立ち寄り、不審者発生情報のすり合わせを行うなど、地域一体型の子どもの見守り体制構築に努めました。

地区補導委員と特別夜間・昼間特別補導について

例年であれば、各地区補導委員と共に特別昼間／夜間補導において、ＪＲ各駅／市内各小中学校／過去に不審者が出現した場所を巡回し、愛の声かけ運動に取り組むほか、交通安全上危険な行為や不良行為に対して、注意及び指導を行っていました。

しかし、令和３年度もコロナ禍の為、地区補導委員との青パトによる合同特別補導を中止し、その代替活動として、補導員と合同で各小学校新１年生下校時に「見守り活動」を実施いたしました。

《補導員と補導委員による １年生児童 下校見守り活動》（R3.4～R4.3）

実施日	学校名	担当地区
井田川小学校	4/15（木）、12/2（木） 2/17（木）	井田川北／南地区、井田川北地区、 井田川南地区
川崎小学校	4/20（火）、2/10（木）	川崎地区
神辺小学校	4/22（木）、12/7（火）	神辺地区
昼生小学校	5/11（火）、2/15（火）	昼生地区
白川小学校	5/13（木）、10/7（木） 3/3（木）	白川地区 〃
亀山南小学校	5/18（火）、9/9（木） 2/1（火）	天神・和賀／南部地区、南部地区 天神・和賀地区
亀山東小学校	5/20（木）、6/8（火） 9/14（火）、10/5（火） 2/24（木）	本町地区、北東／東部地区 北東地区、東部地区 本町地区
亀山西小学校	5/25（火）、27（木） 6/3（木）、9/21（火） 1/13（木）、1/25（火） 2/8（火）、2/22（火）	城西／城北地区、野村地区 城東／御幸地区、野村地区 城東地区、御幸地区 城北地区、城西地区
野登小学校	6/10（木）、9/28（火）	野登地区
関小学校	6/15（火）、17（木） 9/16（木）、1/20（木） 1/27（木）、2/3（木）	関宿／関北部地区、関南部／坂下地区 関北部地区、関宿地区 関南部地区、坂下地区
加太小学校	6/22（火）、10/28（木） 3/10（木）	加太地区 〃

（５）青少年自立支援について

国家資格（公認心理師）を有する支援員２名を配置し、ニートやひきこもり、不登校など様々な悩みや問題を抱える青少年に対して、カウンセリングや自立に向けての支援を行いました。

カウンセリングについては、青少年及びその家族の来所相談を基本に実施しており、相談者の状態によっては来所が困難な場合もあるため、その際は、訪問するなど柔軟に対応しています。また、学校から依頼を受ける形で、学校生活や卒業後の進路等に悩みや不安を抱える児童生徒のカウンセリングやフォローも実施しており、その必要性から小中学校との連携強化を図っています。

支援業務については、コミュニケーショントレーニングや料理教室、ソーシャルスキルトレーニングなど、個々の状態に寄り添う形で実施しました。

また、NPO法人「えん」、就労継続支援B型事業所「さくらさくら商会」、「すみれ」との連携を継続するとともに、新たに就労移行支援施設ウェルビー四日市センターとの連携も開始することで、以前よりもさらに幅広く自立のためのトレーニングができる環境を確保しました。

その他にも子ども未来課からの応援要請により、発達検査と発達相談も担当しました。

3. 令和3年度 主な活動報告一覧

【補導員】

月	日	事 業	場 所
4	15	亀田町～椿世町にて猿の出没情報により巡回警戒	亀田町・椿世町地内
5	21	中部中学校付近で猿に遭遇、先生と共に追い払い	中部中学校付近
	29	令和3年度亀山市青少年育成市民会議総会（書面開催）	
6	10	亀山東小学校南側の山に猿の出没情報により巡回警戒	亀山東小学校付近
	16・22	亀山西小学校付近にて猿の出没情報により巡回警戒	亀山西小学校付近
	30	第1回亀山市小中学校生徒指導協議会（書面会議）	中部中学校
7	5	不審者発生重点パトロール実施	加太駅付近
	5	東町ふれあい広場に猿出没、住民と共に追い払い。	東町ふれあい広場付近
	20	不審者発生重点パトロール実施	菖蒲園駐車場
8	1	「水難事故防止特別パトロール」開始	忍山大橋等
	6	亀山市青少年総合支援センター運営協議会	市役所
	18	亀山幼稚園付近に猿出没、住民と共に追い払った。	中屋敷町
	20	みずほ台地内に猿出没、住民と共に追い払った。	みずほ台地内
9	9	布気町地内に猪が出没情報により巡回警戒	布気町地内
10	4	不審者発生重点パトロール実施	関町木崎地内
	8	本町及び下庄町で猿出没情報により巡回警戒	本町及び下庄町地内
	18	「亀山東幼稚園・亀山幼稚園」防犯教室開催	亀山東幼・亀山幼
	22	「井田川幼稚園、みずほ台幼稚園」防犯教室開催	井田川幼・みずほ台幼
	27	「認定こども園アスレ」防犯教室開催	認定こども園アスレ
	27	第1回青少年研修センター施設運営委員会	青少年研修センター
11	1	「第一愛護園」防犯教室開催	第一愛護園
	4	「第二愛護園」防犯教室開催	第二愛護園
	8	「みなみ保育園」防犯教室開催	みなみ保育園
	8	不審者発生重点パトロール実施	亀山中学北門～菖蒲園

11	9	「神辺保育園」防犯教室開催	神辺保育園
	10	「川崎南保育園」防犯教室開催	川崎南保育園
	11	「昼生保育園」防犯教室開催	昼生保育園
	12	第3回亀山市小中学校生徒指導協議会	中部中学校
	19	「和田保育園」防犯教室開催	和田保育園
	22	「加太保育園」防犯教室開催	加太保育園
12	16	亀山公園入口付近に猿出没、追い払った。	亀山公園入口付近
1	9	成人式会場案内・警備及び駐車場整理	文化会館
	18	亀山東小学校南側山付近で猿出没情報により巡回警戒	亀山東小学校南側山
2	2	不審者発生重点パトロール実施	亀山南小学校
	4	平尾町地内での猿出没情報により巡回警戒	平尾町地内
	18	第5回亀山市小中学校生徒指導協議会（オンライン会議）	中部中学校
	24	不審者発生重点パトロール実施	川合町出屋敷地内
3	2	平尾町地内での猿出没情報により巡回警戒	平尾町地内
	4	関中学校卒業式警戒警備	関中学校
	9	第2回青少年研修センター施設運営委員会	青少年研修センター
	10	不審者発生重点パトロール実施	天神4丁目地内

【支援員】

月	日	事 業	場 所
4	8	通級指導連絡会参加	川崎小学校
6	16	グループワーク（料理教室）	青少年研修センター
9	14	こころの健康センターオンライン研修受講	青少年研修センター
11	9	こころの健康センターオンライン研修受講	青少年研修センター
	25	小集団活動「こみけ」参加	青少年研修センター
12	16	鈴鹿地域精神保健福祉連絡会オンライン研修参加	青少年研修センター
1	13	こころの健康センターオンライン研修受講	青少年研修センター

※補足説明：令和3年度はコロナ禍を受け、各種研修や会議等が中止になったため、相談支援以外の活動は減っています。逆に発達検査・相談業務が追加となり、その分に多くの時間を使う結果となりました。

4. 令和3年度 補導状況・相談状況表

(1) 場所別補導状況 (令和3年4月1日～令和4年3月31日)

(人)

場 所 行 為		総 数	路 上	駅・ 構内	寺社 公園	学 校	河海 原・池岸	パチ ンコ	ゲー ムセ ンター	デパ ート等	コ ンビ ニ 他
1	飲酒										
2	喫煙										
3	薬物乱用										
4	乱暴・喧嘩										
5	たかり										
6	はいかい等										
7	不純異性交遊										
8	不良交友										
9	怠学・怠業										
10	不健全娯楽										
11	金銭乱費										
12	危険な行為	7	7								
13	道路交通法 (二人乗り)	28	28								
	〃 (無灯火)										
	〃 (信号無視)	3	3								
	〃 (右側走行)	3	3								
14	校則 (ノーヘルメット)	90	90								
15	その他 (川遊び・自転車でスマホ)	24	2				22				
合計		155	133				22				

(2) 学識別補導状況

(人)

学 職 行 為		総 数	未 就 学	小 学 生	中 学 生	高 校 生	大 学 生	各 種 学 校	有 職 少 年	無 職 少 年
1	飲酒									
2	喫煙									
3	薬物乱用									
4	乱暴・喧嘩									
5	たかり									
6	はいかい等									
7	不純異性交遊									
8	不良交友									
9	怠学・怠業									
10	不健全娯楽									
11	金銭乱費									
12	危険な行為	7		2	2	3				
13	道路交通法 (二人乗り)	28			18	10				
	〃 (無灯火)									
	〃 (信号無視)	3		2	1					
	〃 (右側走行)	3			3					
14	ノーヘル	90	1	55	34					
15	その他	24		4	20					
合計		155	1	63	78	13				

(3 - 1) 少年相談の形態・学職別状況表

学 職 相談内容		総 数	未 就 学	小 学 生	中 学 生	高 校 生	大 学 生	有 職 少 年	無 職 少 年	保 護 者	そ の 他 (各種学校含む)
1	身体精神に関する問題	7			1			1	3	1	1
2	学業に関する問題										
3	進学・就労に関する問題	18			1	1		10		4	2
4	不登校・ひきこもりに関する問題	27			17		1			9	
5	非行に関する問題										
6	友人関係に関する問題										
7	異性関係に関する問題										
8	家庭問題	4			2						2
9	性の問題										
10	いじめに関する問題										
11	その他	61		26	11	1					23
合 計		117		26	32	2	1	11	3	14	28

(3 - 2) 小学校及び中学校依頼による児童・生徒支援状況表

支援対象者 相談形態	総数	小学生	中学生
学校訪問	3		3
家庭訪問			
合 計	3		3

(4) 青少年相談の形態・相談者・措置別状況表

相談者 相談形態	総数	相 談 者 別					受理後の措置		
		本人	家庭	学校	職場	その他	センター で処理	関係機関 へ引継ぎ	センター 継続相談
面接相談	108	68	12	2		26	3	66	39
電話相談 (メール含む)	9	7	2						9
合 計	117	75	14	2		26	3	66	48

(5) 青少年非行防止対策活動実施状況表

区 分	実施日数	回 数	総人数	参 加 内 訳	センター職員	補導委員	学校職員	警察職員	その他
補導活動	292	1,168	2,336		2,336	0	0	0	0
環境浄化活動	225	249	498		498	0	0	0	0
啓発活動	11	13	41		26	0	0	0	15

(6) 巡回パトロール声掛け・駅等環境浄化活動状況

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

行為	対象	下校中	放課後 遊び中	その他	J R 各 駅					小計
					井田川	亀山	下庄	関	加太	
声 掛 け 挨 拶 (人)	未就学	1,844	3,762		3	3	1	1	1	5,615
	小学生	18,975	11,585		4	7	13	2	9	30,595
	中学生	10,376	4,416		5	1	11	49	10	14,868
	高校生	7,530	2,282		1,330	1,260	3,171	261	23	15,857
	見守り隊	572								572
	先 生	436								436
	その他	73								73
合 計		39,806	22,045		1,342	1,271	3,196	313	43	68,016
整 理 整 頓 (台/回)	転倒自転車				11		365	146		522
	はみ出し 自転車									
	放置自転車				33					33
	放置ゴミ				57		7			64
合 計					101		372	146		619

令和 3 年度不審者情報等特別パトロール等

月 日	発生場所	被害児童等	時間帯	状 況
7 月 5 日 (月)	加太駅付近	加太小 6 年男子児童	午前 8 時頃	児童が登校の為、スクールバスが停車している加太駅に向かっていたところ、駅近くで赤い車に乗った高齢の男から「駅はどこか」としつこく尋ねられた。駅が近いのに不審に思い、学校へ届けた。
7 月 20 日 (火)	菖蒲園駐車場	亀山中 女子生徒 3 人	午後 5 時頃	女子生徒 3 人で下校中に、60～70 歳代の小太り・小柄・眼鏡のおじさんが「写真を撮らせて、フェイスブックに載せるから」と声を掛けて来たので走って逃げた。
10 月 4 日 (月)	関小学校東側 「まるやま公園」付近	関小 5 年女子児童	午後 4 時 45 分頃	フードを被り、眼鏡を掛けた黒っぽい服装の年配の男が、関小学校東側「まるやま公園」から、女子児童が一人で下校して来るのを見て泉ヶ丘まで後を付けて来たと言われ、同小から青パトの巡回要請があったもの。
11 月 8 日 (月)	菖蒲園入口 付近	亀山中学 女子生徒	午後 3 時頃	女子生徒が下校中に、亀中裏門から菖蒲園入口までの路上の車の中から 35 歳位の男が、紫色のスマートフォンで生徒を撮影しているのを目撃し、男は自分たちの方にカメラを向けて来たと言われ、担任に連絡があった。
2 月 2 日 (水)	亀山南小学校	無	午後 1 時 10 分頃	不審な男が門の隙間から、徒歩で学校敷地内に侵入し、風景の写真撮影をしている様子を、児童が見つけ先生に知らせた。
2 月 24 日 (木)	川合町出屋敷 地内	井田川小 4 年男子児童	午後 3 時 30 分頃	児童が下校中、川合町出屋敷地内で奈良県ナンバーの幌付軽トラックに乗った 50～60 歳位の男から「伊藤と言う家はどこ」と声を掛けられた。奈良県ナンバーで幌付軽トラックは見慣れないため、帰宅して父親に話し、学校へ連絡があった。学校から青パトに対し、巡回の要請があったもの。
3 月 10 日 (木)	天神 4 丁目 7－11 県道西側の広場	みなみ保育 園園児及び 保育士	午後 1 時 20 分頃	園児 30 人と保育士 5 人が、近くの広場へ園外保育に行っていたところ、近くの家の垣根から男が小石を投げて来た。幸い園児等に当たらなかったものの、園へ戻る途中にもこの男が路上に立っていた。

※ 4 月・5 月・6 月・8 月・9 月・12 月・1 月は、不審者情報等ございませんでした。

5. 令和4年度 活動計画

私たちが暮らす亀山市のすべての子どもたちに向けて、「こんな風に育ってほしい」という思いを「大人の行動指針」として採択した『『亀山っ子』市民宣言』に向かって、関係者や保護者、市民の方など多くの方の意見を取り入れながら地域が青少年にとって安心・安全な居場所となるよう取り組んでまいります。

1) 地域一体型の見守り体制構築に向けた意識の共有

地域一体型の見守り体制を構築するためには、各地域の関係団体（まちづくり協議会、自主防犯団体）を筆頭に、地域社会全体の合意形成が必要であり、「地域の子どもは、地域で見守る」という意識共有を図る視点から、連携を深めていく必要があります。そのため、地域への巡回の際、適時、関係団体を訪問し、地域の情報や課題について意見交換を行います。

2) 青少年総合支援センターの運営についての協議

今後の方向性については、青少年総合支援センター運営協議会に適宜諮る必要があります。それにあたり、日頃から課題の洗い出しとその解決策の検討を進めます。

3) 青少年の見守りの担い手育成

地域まちづくり協議会を見守りの担い手とすることを念頭に、意見交換を進めるだけでなく、NPOなど見守りを担ってもらえる組織・人材の育成について、あらゆる視点から模索します。

4) 効果的なパトロールコースの検討

不審者情報が多発する地域・子どもたちの集まり易い場所等の把握に努め、収集した情報に基づき、パトロールコースや巡回時間がより効果的なものとなるよう見直しを図ります。新型コロナウイルス感染症対策により学校の臨時休業等がある場合は、緊急措置として、それまでに収集した情報に基づき、パトロールコースや巡回時間の変更を行い、柔軟に対応する中で児童・生徒の安心・安全の確保に努めます。

5) 季節に応じたパトロールの実施

原則、基本コースによりパトロールを行っていますが、夏であればキャンプ場や過去に水難事故が発生した場所を含め河川や池など季節に応じた形でのコース経路の変更を行い、業務の効率化を図ります。

6) 青少年総合支援センター体制の見直し検討

将来的展望を見据えて、より実効的に業務を推進することができるよう、センター体制についての検討を引き続き進めます。

(1) 基本目標

①補導・街頭活動 …… 補導活動の推進、非行の未然防止、事件/事案への対応の強化、関係機関や団体との情報交換、得た情報の数値化によって、青少年にとって安心・安全な居場所づくりに努めます。新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う、学校等の臨時休業があれば、公園・ショッピングセンター・コンビニ等への見守りを強化します。

②環境浄化活動 …… 地域が青少年にとって安心・安全な居場所となるよう、環境づくりの担い手として環境浄化活動を活発にし、関係機関や地域住民との信頼関係構築を図ります。

- ③支援・相談活動 …… 相談を積極的に受け付け、自立に向けた支援をより一層、充実させます。
- ④広報・啓発活動 …… 青少年総合支援センターの役割を周知するため、関係機関や地域住民に対し、周知チラシ等を配布するなど、広報活動を積極的に行います。子育て応援メッセージ「かめやまお茶の間 10 選（実践）」の周知・実践を併せて行います。
- ⑤調査研究活動 …… 様々な問題を解決するため情報収集を行い、業務の改善を図ります。

（２）具体的な方策

①補導・街頭活動

- ◆青少年の生活実態、各関係機関の情報を踏まえて補導体制を確立します。基本巡回コースに固執することなく、時間帯や実状に即した巡回コースとなるようリーダーをはじめ、補導員で協議し、センター長の承認を得たうえで柔軟に対応します。
- ◆亀山警察署（生活安全課、交番、駐在所）、まちづくり協議会、学校（生徒指導担当教職員等）などに定期的に立ち寄って情報交換を行い、得た情報をデータベースとして蓄積、関係部署との共有化を図ることで、今後のセンター実務の検証に活用します。
- ◆補導委員等各地域の青少年健全育成関係者と連携し、地区行事や市の大規模イベント等を含め昼間・夜間の特別街頭補導を実施します。

また、小・中学校の終業式・卒業式の日、関宿夏まつりや関宿街道まつり等の様々な行事において、補導委員や亀山市青少年育成市民会議非行防止部会との合同によるパトロールを実施するなど補導活動を充実させ、地域における見守り意識の共有を図ります。ただし、実施にあたっては新型コロナウイルス感染症の情勢を鑑みるものとします。

- ◆ノーヘルメットや二人乗り、並列走行など、危険な自転車運転に対して注意喚起するとともに、学校と連携し、改正道路交通法（自転車の正しい乗り方）に沿って、通学路を中心に交通ルールやマナーを守るように指導します。

また、児童・生徒のスマートフォンなど携帯電話等を操作しながらの自転車又は歩行及び路上でのスケート・キックボード遊び等に対しても、同様に注意・指導します。

- ◆通常パトロールにおいては、月毎の活動目標に即して、重点活動内容を補導員で共有します。

また、重点パトロールを実施する際は、巡回コースと時間・期間を補導員とセンター長と協議を行います。重要事案発生時は、センター長より指示を受ける等連絡体制を強化します。

②環境浄化活動

- ◆青少年に有害な社会環境の点検パトロールを行い、常に有害広告物、有害図書類、不良環境等の発見と追放活動に努めます。
- ◆空き家、^{すいどう}隧道、橋の下等の少年非行、事件、事案の対象となる箇所を巡回調査して、青少年の問題行動の早期発見と防止に努めます。
- ◆駅の駐輪場において、施錠の呼びかけなどにより自転車盗難の抑止を図るとともに、転倒自転車の整理を行います。

③支援・相談活動

- ◆心理に関する国家資格（公認心理師）を有する支援員による青少年及び保護者に対するカウンセリングと継続指導を行います。
- ◆小中学校と連携を図り、学校に訪問をしてのカウンセリングを実施し、早期復帰を支援します。
- ◆不登校やひきこもり、ニートなどの問題を抱える青少年に対して、適応指導教室や健康福祉部などと緊密な連携を図り、途切れのない支援を行います。
- ◆青少年の自立支援やコミュニケーション能力を高めるため、サポートステーションみえ等を活用した支援業務の拡充を図ります。
- ◆ひきこもりやニート等の問題を抱える青少年に対し、一人ひとりに応じた支援を行い、社会復帰を目指すとともに、一般就労だけでなく、就労移行支援施設などを利用し幅広い支援ができる体制構築を図ります。
- ◆子どもの教育問題、家庭問題等で悩む市民に対し、電話やメールによる相談を充実します。

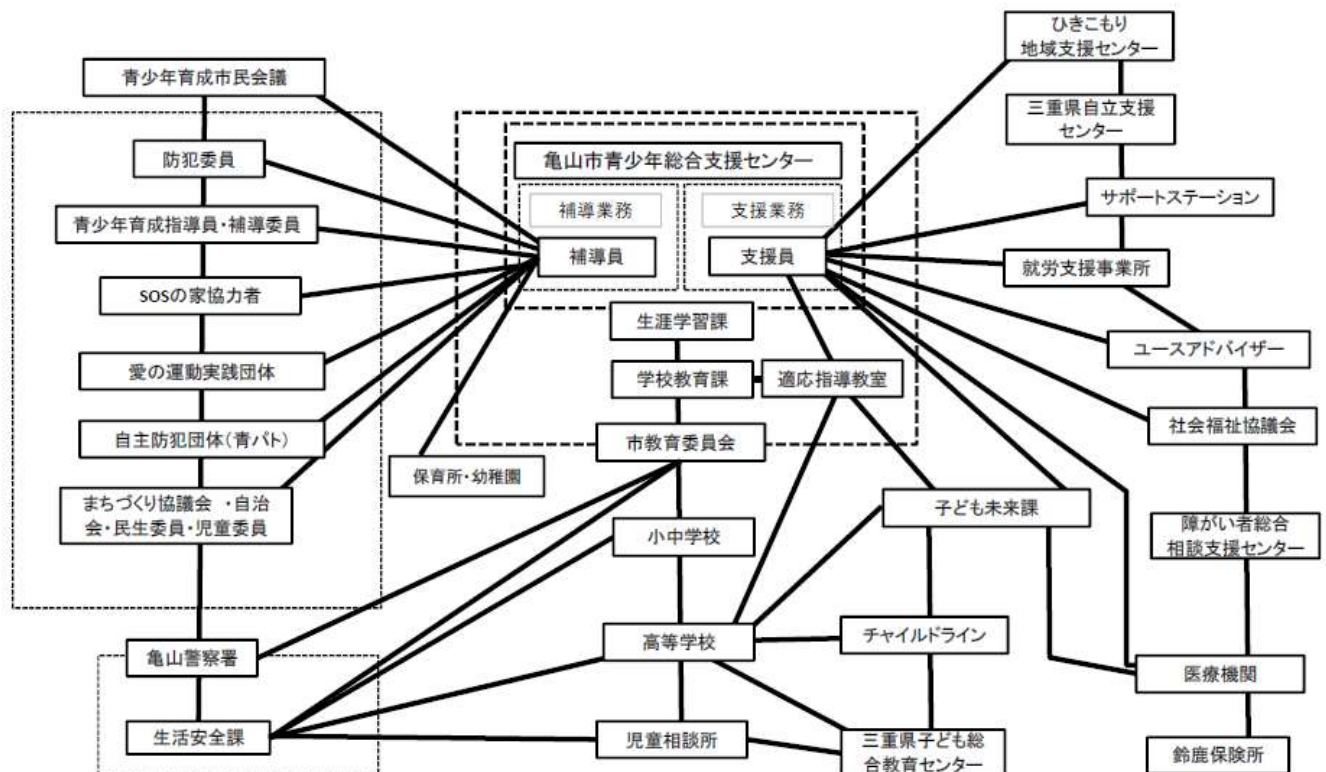
④広報・啓発活動

- ◆保育園・幼稚園にて、亀山警察署及び市関係部署と連携して「防犯教室」を開催し、未就学児が犯罪に巻き込まれないように講話やDVD等により啓発活動を実施します。
- ◆問題を抱える青少年の支援につなげることができるよう、広報紙やパンフレットを作成し、青少年総合支援センターの補導業務や相談・支援業務を積極的に周知します。
- ◆市のホームページを活用し、青少年や保護者が気軽に相談できるような窓口とします。
- ◆ポスター、チラシ等を有効に活用して、地域住民の非行防止意識の高揚を図ります。
- ◆小中学校および市内の高校に対して情報提供を行い、在校生および卒業生で支援を必要とする青少年に対する意識を高めてもらうとともに、早期に連絡をもらえる体制の構築を図ります。
- ◆パソコンや携帯電話などの過剰利用がもたらす悪影響や起こりうるトラブルの事例等を市広報等で取り上げ、情報リテラシーの向上を図ります。

⑤調査研究活動

- ◆亀山市青少年問題協議会や亀山市青少年総合支援センター運営協議会での意見や情報を基に、補導、相談・支援業務に関する調査研究を行います。
- ◆学校や警察、地域、県や民間等の専門機関から情報収集を行い、問題を抱える青少年や保護者に対し効果的かつ継続的な対策を検討します。

亀山市青少年総合支援センター活動連携図



6. 令和4年度 月別活動目標と活動内容

各まちづくり協議会及び警察等との連携強化及び収集した情報のデータ化を行います。(通年)

【補導業務】

月	目 標	内 容
4	新入学児童・生徒に対する防犯及び交通安全啓発活動の実施	新たに入学する児童・生徒に対し、防犯ブザーの携帯確認などの「愛の声かけ運動」とともに交通安全指導に努めます。
5	通学路の安全確保と下校後の交通安全指導の強化及び関係機関との連携	通学路の安全確保と下校後の自転車遊びにおけるノーヘルメット等の安全指導により、児童・生徒の安心・安全に努めます。また、不審者情報等については、関係機関と情報を交換します。
6	「愛の声かけ運動」による非行の未然防止及び水難事故防止活動の実施	ショッピングセンター、コンビニ、書店等での青少年の見守りや挨拶を中心に「愛の声かけ運動」を行い、非行の未然防止に努めます。また、過去の水難事故現場や水遊びをしていた河川・池等を巡回し事故の未然防止に務めます。
7	「青少年健全育成協調月間」に併せ、街頭補導の強化	「社会を明るくする運動」「少年の非行防止全国強調月間」に合わせて、街頭補導の強化に努めます。 また、地域で実施される防犯パトロールに積極的に参加します。
8	地域のイベント情報を把握し、地域団体との連携による街頭補導の実施	まちづくり協議会等を訪問し、夏季休業期間中の地域でのイベントの情報の把握に努め、まちづくり協議会等との連携による街頭補導を実施します。
9	新学期に伴う怠業・怠学による非行の防止活動	夏休み明けの怠業・怠学などによる非行防止のため、積極的な「声掛け」を実施するとともに、学校・まちづくり協議会等への訪問による情報交換を行います。
10	地区行事に伴う非行防止、街頭補導の強化及び幼稚園・保育園児の防犯意識の向上	各地区における祭り等諸行事の情報把握とパトロールの強化により、青少年の非行未然防止に努めます。また、各幼稚園・保育所にて防犯意識の向上を目指し啓発活動を実施します。
11	青少年を取り巻く環境の点検と浄化、交通事故防止の活動	「子ども・若者育成支援強調月間」に合わせ、青少年を取り巻く環境（有害図書自動販売機等）を再点検し環境浄化に努めるとともに、交通事故防止に向けて指導の強化を図ります。
12	年末街頭補導活動の強化	年末年始に際し、警察等各関係機関と連携を密にして、街頭補導の強化にあたります。
1	非行防止と通学路の安全確保	ショッピングセンター、コンビニ、薬局等のパトロールを強化し非行防止に努めるとともに、下校時の交通事故、不審者等から児童生徒を守り、通学路の安全を確保します。
2	相談活動と各関係機関との連携強化	相談活動の充実とともに、補導・相談活動に関する関係機関との連携強化にあたります。
3	積極的な「声掛け」等の街頭活動より非行の未然防止	卒業や学年末となり、青少年にとって不安な時期であることから、積極的に「声かけ」を行い、非行の未然防止に努めます。

【相談・支援業務】

月	目 標	内 容
4	健康福祉部との連携強化	発達検査を担当するにあたり、子ども支援グループとの連携を強化します。
5	小中学校との連携強化	今年度の連携について各学校に連絡・相談を行います。
6	若者の自立支援のためのグループワーク活動	ものづくり（料理教室）を通じて達成感を味わうとともに、コミュニケーション能力を高め、就労意欲につなげていきます。
7	施設訪問	若者たちがお世話になっている施設を訪問し、普段の様子を見にいきます。
8	若者の自立支援のためのグループワーク活動	コミュニケーションの場を作り、お互いが話し合いを通じて、社会に対する不安を減らし、自立への意欲を促します。
9	若者の自立支援のためのグループワーク活動	ものづくり（料理教室）を通じて達成感を味わうとともに、コミュニケーション能力を高め、就労意欲につなげていきます。
10	健康福祉部との連携強化	発達検査担当6か月を経過して、これまでの検証と今後の進め方について協議を行います。
11	周知活動	「子ども・若者育成支援強調月間」に合わせ、関係各部署を訪問時に資料の配布を行い、取り組みの周知を行います。
12	小中学校との連携強化	心配な生徒がいないか小中学校と情報を共有し、必要に応じて支援を行います。
1	若者の自立支援のためのグループワーク活動	ものづくり（料理教室）を通じて達成感を味わうとともに、コミュニケーション能力を高め、就労意欲につなげていきます。
2	学校関係との引き継ぎ	卒業を控えた生徒の卒業を迎えるにあたり、不安定な児童の紹介と引き継ぎを中高生並びに適応指導教室との間で実施します。
3	若者の自立支援のためのグループワーク活動	社会見学を通じて、情緒面での成長や、一般常識を身につけることで自立につなげます。

..... 参 考 资 料

関 係 機 関 一 覧 表

名 称	所 在 地	電 話
亀山警察署	野村 4-1-27	8 2 - 0 1 1 0
亀山警察署生活安全課	野村 4-1-27	8 2 - 0 1 1 0
亀山消防署	野村 4-1-23	8 2 - 0 2 4 4
亀山市防災安全課	本丸町 577	8 4 - 5 0 3 5
亀山市健康福祉部子ども未来課	羽若町 545（あいあい内）	8 3 - 2 4 2 5
亀山市適応指導教室	若山町 7-10	8 2 - 6 0 0 0
亀山市教育委員会事務局生涯学習課	本丸町 577	8 4 - 5 0 5 7
亀山市教育委員会事務局教育総務課	本丸町 577	8 4 - 5 0 7 2
亀山市教育委員会事務局学校教育課	本丸町 577	8 4 - 5 0 7 5
(財)亀山市地域社会振興会	東御幸町 63	8 3 - 1 3 8 5
三重県立亀山高等学校	本町 1-10-1	8 3 - 4 5 6 0
三重徳風学園高等学校	和賀町 1789-4	8 2 - 3 5 6 1
亀山市立亀山中学校	西丸町 564	8 2 - 0 3 5 4
亀山市立中部中学校	田村町 75	8 2 - 2 1 0 1
亀山市立関中学校	関町新所 1863	9 6 - 0 1 1 5
亀山市小中学校生徒指導協議会	西丸町 564	8 2 - 0 3 5 4
亀山市立亀山西小学校	本丸町 585	8 2 - 0 1 3 9
亀山市立亀山東小学校	本町 1-9-9	8 2 - 0 0 1 1
亀山市立亀山南小学校	天神 3-10-25	8 2 - 9 1 1 5
亀山市立昼生小学校	中庄町 1405	8 2 - 1 0 0 7
亀山市立井田川小学校	みどり町 52	8 2 - 2 0 2 1
亀山市立川崎小学校	能褒野町 77-22	8 5 - 0 1 0 8
亀山市立野登小学校	両尾町 2124	8 5 - 0 0 0 9
亀山市立白川小学校	白木町 2739	8 2 - 3 0 0 7
亀山市立神辺小学校	太岡寺町 1310	8 2 - 1 8 1 9
亀山市立関小学校	関町木崎 1416	9 6 - 0 0 5 2
亀山市立加太小学校	加太板屋 4569	9 8 - 0 0 3 1
亀山市文化会館	東御幸町 63	8 2 - 7 1 1 1
亀山市総合保健福祉センター（あいあい）	羽若町 545	8 4 - 3 3 1 1
亀山市青少年総合支援センター	若山町 7-10	8 2 - 7 5 5 0

子ども家庭相談（中勢地区）	059-233-1425	いじめ 1 1 0 番	0120-41-7867
子どもの心の相談室	0120-41-7867	心のテレホンサービス	059-256-3556
鈴鹿児童相談所	059-382-9794	北勢少年サポートセンター	059-354-7867
北勢地域若者サポートセンター	059-359-7280	三重県若者自立支援センター	059-246-1212

パトロール基本コース

行 先		頻 度	コ ー ス 概 要
各学校 2 回目パトロールでは、1 勤は川崎方面、2 勤は下庄方面です。		月・水・金 ・1 勤、2 勤とも 1 回目パトロール ・一回毎に巡回コースを反対にする。	亀山中学校(裏)→亀山西小学校→おひさま→おつきさま→日の本クラブ亀山東→亀山東小学校・とちの木・亀山高校・亀山東幼稚園→第二愛護園→本町郵便局→栄町→和田保育園→和田町→川合町→ひとみヶ丘→くれよんくらぶ 2 番地・くれよんくらぶ 1 番地・井田川小学校・井田川幼稚園→みどり町→みずほ台幼稚園→中部中学校(裏)→田村町→日の本クラブ川崎→川崎小学校・あおぞら→川崎愛児園→川崎南保育園→中部中学校(表)→亀田町→羽若町→亀山幼稚園→亀山西小学校(裏)→亀山中学校(表)→野村→布気町→神辺小学校学童クラブ→神辺小学校・神辺保育園→関町小野→木崎町→認定こども園アスレ→関小学校・すみれクラブ→さくらクラブ→関中学校→太岡寺町→野村→布気町→博物館 P ※みどり町・みずほ台地域は、不審者事案が多い為学校周辺を広範囲に巡回する。
野登・白川方面		火・木・土 土のみ(ニゴリ池・松山方面へ)	野村団地→西野公園南・北 P→道野→白木一色→上白木→下白木→白川小学校→小川町→原尾→野登小学校→ルンビニ園・ルンビニ児童館→安楽→池山→石水溪(7 月～8 月)→坂本→平尾→辺法寺→辺法寺自販機→アイリスヒルズ→セブンイレブン亀田店→ファミリーマート羽若店→若葉台→グリーンタウン→アメニティ亀山→住山住宅→忍山神社→亀山中学校(裏)→博物館 P
安知本・下庄方面		火・木・土	亀山中学校→西町→第一愛護園→亀山駅→天神→鈴鹿川一里塚公園→鈴鹿川忍山橋付近(6 月～9 月)→徳風高校→和賀→みなみ保育園→亀山南小学校・スマイル→安知本町→楠平尾町→三寺町→中庄町→昼生小学校・遊友クラブ→昼生保育園→下庄農村公園→弘法寺→出屋→下庄駅→下庄町→神向谷→二本松団地→菅内町→南鹿島町→北鹿島町→小下町→亀山高校・亀山東小学校・とちの木・亀山東幼稚園→東町→日の本クラブ亀山東→おつきさま→おひさま→亀山西小学校→ますみ児童公園→菖蒲園 P→博物館 P
関・加太方面	関北部・加太	火・土	亀山中学校→西町→野村→布気町→神辺小学校学童クラブ→神辺小学校・神辺保育園→山下町→木下町→関駅→道の駅→大和橋(7 月～8 月)→加太駅→加太小学校→どんぐりの家→加太保育園→板屋→中在家→北在家→市場→B & G→市瀬自販機→鈴鹿峠自然の家(6 月～10 月)→市瀬→観音山公園→関中学校→さくらクラブ→関文化交流センター→富士ハイツ→泉ヶ丘→鷺山→会下→認定こども園アスレ→関小学校・すみれクラブ→関町小野→太岡寺町→西野公園→野村団地→博物館 P
	関南部	木	亀山中学校→西町→野村→布気町→神辺小学校学童クラブ→神辺小学校・神辺保育園→山下町→木下町→古厩→萩原→関が丘→福德→久我→越川→金場→加太駅→加太小学校→どんぐりの家→加太保育園→中在家→北在家→神武→梶ヶ坂→向井→市場→B & G→さくらクラブ→関中学校→関小学校・すみれクラブ→認定こども園アスレ→道の駅→関駅→太岡寺町→西野公園→野村→第三愛護園→亀山中学校(裏)→菖蒲園→博物館 P
井田川・川崎方面		火・木・土 (木のみ 大田・岩森方面へ)	亀山中学校→第一愛護園→亀山駅→文化会館・御幸公園→エコタウン→亀山東小学校・とちの木・亀山高校・亀山東幼稚園→第二愛護園→陽だまり公園→ポケット公園→井尻町→川合町→日の本クラブ井田川→井田川駅→みどり町(中央公園)→井田川小学校・井田川幼稚園くれよんくらぶ 1 番地・くれよんクラブ 2 番地→みずほ台第 3 公園→みずほ台幼稚園→中部中学校(裏)→田村町→名越→能褒野町→日の本クラブ川崎→川崎小学校・あおぞら→川崎町→川崎愛児園→川崎南保育園→中部中学校(表)→マックスバリュ→みずほ台店→みずきが丘→メイプルタウン→なのはなクラブ・なのはな保育園→東野タウン→東野公園→和田公園→和田保育園→本町郵便局→北山町→東台町→東町→おつきさま→おひさま→亀山西小学校→亀山幼稚園→菖蒲園→博物館 P

主な補導活動用語

1. 犯罪少年

罪を犯した 14 歳以上 20 歳未満の少年をいう。

2. 触法少年

14 歳未満で刑罰法令（罰則の定めのある法令）に触れる行為をした少年をいう。

3. 道路交通法犯少年

道路交通法に触れる行為をした少年をいい、触法少年を含む。

4. 刑法犯少年

刑法及び交通法令以外の法令に触れる行為をした少年をいい、触法少年を含む。

5. 特別法犯少年

刑法以外の法令に違反する行為をした少年をいう。

6. ぐ犯少年

保護者の正当な監督に服しない性癖があるが、正当な理由なく家庭に寄りつかないか、犯罪性のある人、不道德な人と交際したり、又はいかがわしい場所へ出入りするか、自己又は他人の徳性を害する性癖があるなど、そのままにしておけば将来罪を犯し、又は触法行為をする恐れのある少年をいう。

7. 要保護少年

犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年には該当しないが、保護者又は雇用主等から虐待され、酷使され、又は放任されているため、早急に何らかの保護措置を講じなければならないと認める少年をいう。

8. 不良行為少年

非行少年（犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年）ではないが、飲酒、喫煙、夜遊び等の不良行為をし、そのまま放任すると非行が進む恐れのある少年をいう。

9. 凶悪犯

殺人、強盗、放火、強姦等をいう。

10. 粗暴犯

恐喝、傷害、暴行、脅迫、凶器準備集合等をいう。

11. 知能犯

詐欺、横領、偽造等をいう。

主な補導の対象行為

1. 飲 酒

酒類を飲用し、又はその目的で酒類を携帯する行為をいう。20 歳未満者の飲酒行為は「未成年者飲酒禁止法」によって禁止されており、その行為は違法とされているが、罰則の適応はない。従って、犯罪又は触法事犯として取り扱われない。

2. 喫 煙

喫煙し、又はその目的でたばこを携帯する行為をいう。20 歳未満の喫煙行為は「未成年者喫煙防止法」によって禁止されており、その行為は違法とされているが、罰則の適応はない。従って、犯罪又は触法事犯としては取り扱われない。

3. 薬物乱用

トルエン、シンナー、接着剤、睡眠剤、鎮痛剤等心身に有害な影響を及ぼす恐れのある薬物等を乱用し、又はその目的で薬物等を所持する行為をいう。

4. 乱暴、けんか

粗暴な言動をし、放置すれば暴行、傷害、器物損壊等の非行に発展する恐れのある行為をいう。乱暴とは、人や物に対して、著しく粗野若しくは乱暴な言動をし、又は威勢を示す行為であり、けんかとは、口論又はそれ以上のものであって、それを放置すれば暴行、傷害等の非行に発展する恐れのある行為である。

5. たかり

相手を畏怖させる手段を用いず、正当な理由がなく、不本意な金品の交付、貸与など要求する行為である。

6. はいかい等

正当な理由がなく、盛り場等直接青少年には無関係な場所を徘徊する行為（深夜＜午後 10 時から、翌日 5 時までの間＞における屋外をはいかいする行為を含む。）をいう。

7. 無断外泊

正当な理由がなく、保護者等に無断で旅館、友人宅等に外泊する行為（終電車終了後、喫茶店、ネットカフェ等において仮眠する行為を含む）をいう。

8. 不純交遊

不純な性的刺激をし、若しくは性交をし、又はその目的で異性同志が不健全な交遊をする行為をいう。

9. 不良交友

犯罪性のある人、又は不道徳な人と交際する行為をいう。従って、不良性のあるグループを組織し、又はそれらのグループに加入しようとしている場合は、不良交友の範囲に入る。

10. 怠学・怠業

正当な理由がなく、学校・職場を休み、又は遅刻、早退をする行為をいう。

11. 不健全娯楽

正当な理由がなく、風俗営業所、公営競技場、有害興行場に出入りし、わいせつ文書、図画、有害図書等を携帯し、又はと博類似行為をするなど不健全な娯楽に興ずる行為をいう。

（パチンコ店等への 18 歳未満の者の入場、ネットカフェ等への 6 時以降 16 歳未満の者入

場も含む。)

12. 金銭乱費

正当な理由がなく、多額の金銭を所持し、又はそれを遊興費にあてる行為をいう。

13. 危険な行為

一般的に青少年にとって、危険と思われる行為。凶器所持等も含まれる。

14. その他の不良行為

ゲームセンター遊び、校則違反、一般の人に対する迷惑行為等をその他不良行為という。

◆法令に触れる行為

刑法、特別法（道路交通法）については、その態様を発見するとともにその行為が法令に触れることを確認し得たもの。

亀山市青少年総合支援センター規則

平成17年1月11日
教育委員会規則第18号

（目的）

第1条 この規則は、青少年の補導及び支援に係る関係機関及び関係団体（以下「補導・支援機関等」という。）と協力し、青少年の非行防止及び自立支援に必要な業務を行うため亀山市青少年総合支援センター（以下「センター」という。）を設置することにより、青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

（業務）

第2条 センターで行う業務は、次のとおりとする。

- （1）青少年対策の企画に関すること。
- （2）青少年の街頭補導及び相談に関すること。
- （3）補導・支援機関等との連絡調整に関すること。
- （4）その他青少年の非行防止及び自立支援に関すること。

（職員）

第3条 センターに、所長、主任、補導員及び支援員を置く。

- 2 所長は、所務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 主任は、所長を補佐する。
- 4 補導員は、センターの業務計画に基づき、青少年の補導及び相談業務に従事する。
- 5 支援員は、センターの業務計画に基づき、青少年の自立支援に関する相談業務及び補導・支援機関等との連絡調整業務に従事する。

（補導委員）

第4条 センターに、補導委員を置く。

- 2 補導委員は、センターの業務計画に基づき、街頭補導、関係機関への連絡等の青少年の補導業務に従事するものとする。
- 3 補導委員は、青少年補導関係機関、青少年補導関係団体及び有識者のうちから亀山市教育委（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。
- 4 補導委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の補導委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 補導委員は、再任されることができる。

（補導委員証の交付）

第5条 補導委員には、その身分を証明するため、補導委員証を交付する。

（その他）

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年1月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日において、合併前の亀山市青少年補導センター設置規則（昭和47年亀山市教育委員会規則第1号）の規定による補導委員であった者は、この規則の規定により委嘱された補導委員とみなし、その任期は、第4条の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

附 則（平成19年2月1日教委規則第3号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日において補導委員である者の任期は、改正前の第4条第4項の規定にかかわらず、平成19年6月30日までとする。

附 則（平成21年7月1日教委規則第8号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(亀山市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

- 2 亀山市教育委員会事務局組織規則（平成18年亀山市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

亀山市青少年総合支援センター運営協議会要綱

平成17年1月11日

(設置)

第1条 亀山市青少年総合支援センター（以下「センター」という。）の運営を円滑に推進するため、亀山市青少年総合支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(業務)

第2条 協議会は、センター活動の実施に必要な業務計画について審議する。

(組織)

第3条 協議会は、会長及び委員16人以内で組織する。

2 会長は、教育長とする。

3 委員は、次に掲げる者のうちから亀山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、

又は任命する。

- (1) 亀山警察署生活安全課長
- (2) 亀山市青少年育成市民会議代表
- (3) 亀山市子ども会育成者連絡協議会代表
- (4) 亀山市婦人会連絡協議会代表
- (5) 亀山市自治会連合会代表
- (6) 亀山市地域まちづくり協議会連絡会議代表
- (7) 亀山市立小学校生徒指導代表
- (8) 亀山市立中学校生徒指導代表
- (9) 亀山市高等学校生徒指導代表
- (10) 亀山市青少年総合支援センター補導委員代表
- (11) まちづくり協働課の職員
- (12) 子ども未来課の職員
- (13) 防災安全課の職員
- (14) 教育部長
- (15) 学校教育課の職員
- (16) 生涯学習課の職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長の職務)

第5条 会長は、会議を総理し、協議会を代表する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が定めた委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、協議会の会議を招集し、議長となる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

あすをになう 青少年のために〔令和４年７月〕

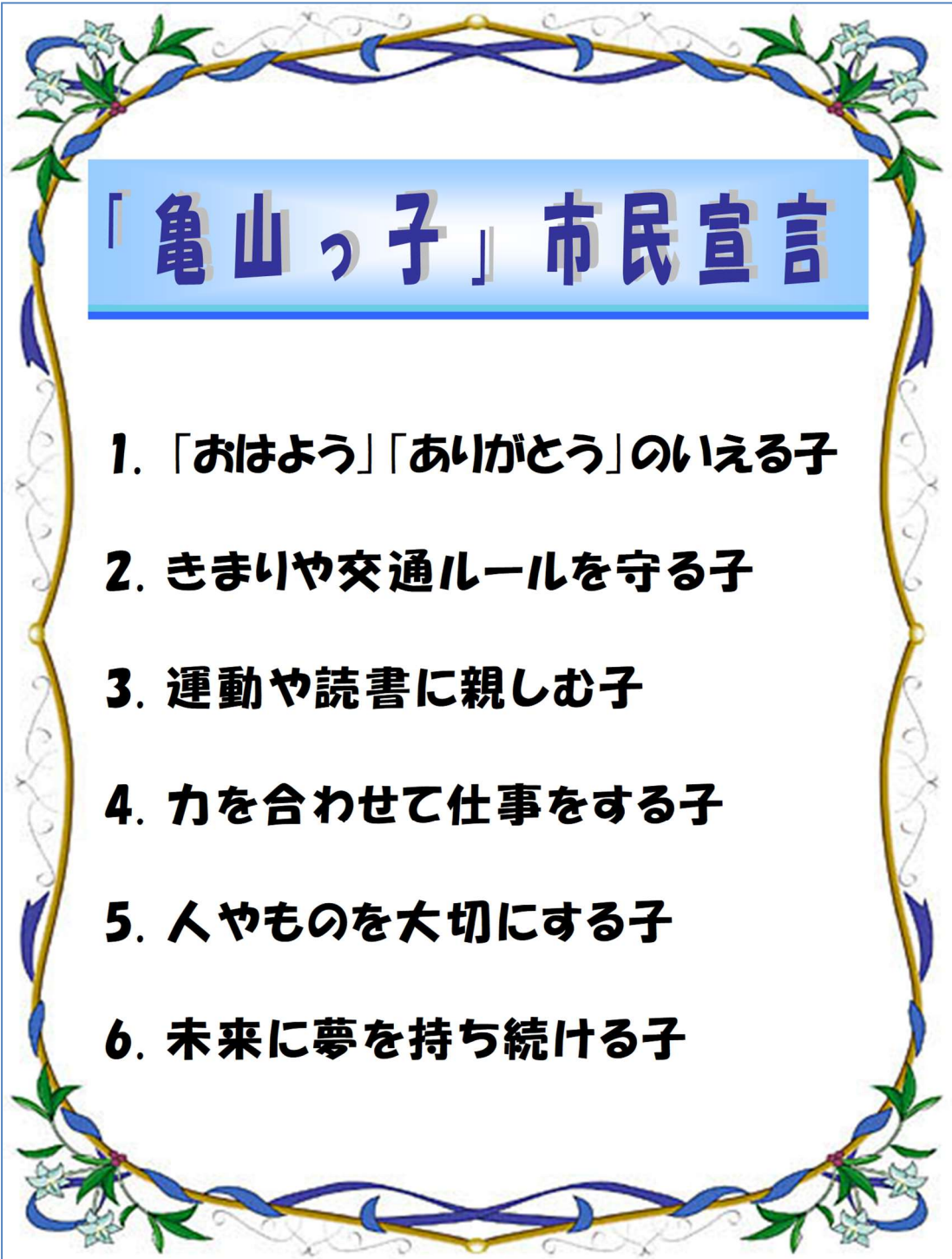
発行者：亀山市

編集：亀山市教育委員会事務局生涯学習課社会教育グループ

〒519-0195 三重県亀山市本丸町 577 番地

TEL 0595-84-5057 FAX 0595-82-6161

URL <https://www.city.kameyama.mie.jp/>



「亀山っ子」市民宣言

1. 「おはよう」「ありがとう」のいえる子
2. きまりや交通ルールを守る子
3. 運動や読書に親しむ子
4. 力を合わせて仕事をする子
5. 人やものを大切にする子
6. 未来に夢を持ち続ける子

亀山市・亀山市教育委員会
亀山市青少年育成市民会議